

## 「積極的発熱患者受入保険薬局」指定事業に関するQ & A

令和2(2020)年11月30日 薬務課

項番	照会事項・要望事項	回答
1	今回の指定事業の目的は？	本事業は、新型コロナウイルス感染症が発生する中、今後のインフルエンザ流行期を見据え、多数の発熱患者が発生した場合であっても、積極的に発熱患者を受け入れ、処方箋応需可能な体制を整備すること。 また、年末・年始にかかりつけ薬局が閉局し、発熱患者の処方箋応需が困難な場合を想定し、12月18日を期限に、年末年始に向けた体制を強化することを目的としています。
2	5つの指定要件すべて満たさないといけませんか？	医療機関からの発熱患者に対する処方箋応需の要請に対応するために、必要な要件となっておりますので、 <u>すべてを満たすことができる</u> 保険薬局が対象となります。 ※保険薬局でない薬局は <b>対象外</b> です。
3	指定期間が「令和2(2020)年12月25日以降、県が指定した日から令和3(2021)年3月31日まで」となっていますが、調査票を提出する時には要件をすべて満たしてなくても、12月24日までにすべての要件を満たしていれば指定を受けることができますか？	指定を受けることができます。
4	調査票の提出期限（12月18日）までには、指定を受けないと回答したが、それ以降になってから指定を受けられますか？	1に記載の事業目的を御理解いただき、12月18日までに提出をお願いします。
5	指定要件(2)について、薬局の開局時間中は、常時、2名以上薬剤師が勤務していなければいけませんか？	変更届の提出により行政が備える「薬局の許可台帳」と「とちぎ医療情報ネット」に2名以上の薬剤師が登録されており、発熱患者対応中であっても他の患者にも対応できる薬剤師がいることが要件です。 勤務する薬剤師は常勤・非常勤の別は問いません。また、勤務時間数の制約はありませんが、指定を受ける目的のためだけに勤務予定のない薬剤師を登録することは行わないでください。

項番	照会事項・要望事項	回答
6	指定要件(3)について、導線を分けるとは具体的にどのようなことをいいますか？	発熱患者と発熱していない患者の投薬カウンターを常時分けていることや、待合室内の床にテープを引いて区分している、発熱患者は別室で服薬指導を行う等の対策を想定しています。店舗内にスペースがない場合であっても、発熱患者への服薬指導をドライブスルーや駐車場で行う等の対策も認められます。
7	指定要件(4)について、従業員に対する感染症対策とは、具体的にどのようなことをいいますか？	日本薬剤師会作成新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン及び薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシートに準じた対策が講じられていることです。〔新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン <a href="https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf">https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf</a> 〕
8	指定要件(5)について、24時間又は時間外対応可能としていますが、本指定を受けると24時間薬局を開けなければいけませんか？	必ずしも24時間薬局を開局しておく必要はありません。ただし、医療機関等から電話等があった場合、発熱患者への処方箋応需に24時間（又は時間外）対応可能なオンコール体制を整備しておく必要があります。
9	指定を受けてから、やむを得ず薬局を廃止する等、指定を維持できなくなった場合はどうすればよいですか？	薬務課にご連絡ください。
10	指定を受けたことは公表されるのですか？	県内医療機関に対し指定した薬局の一覧を公表いたします。
11	調査表に記載した事項が変更になった場合はどうすればよいですか？	指定要件を満たさなくなった場合には、速やかに薬務課にご連絡ください。 「曜日ごとの開局時間」等、指定要件ではない事項が変更となった場合は特に報告する必要はありません。

